ロ　個別機能訓練加算(Ⅱ)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1)　専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を一名以上配置していること。
(2)　機能訓練指導員等が共同して、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成していること。
(3)　個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
(4)　イ(4)に掲げる基準に適合すること。
五十一の四　地域密着型通所介護費における認知症加算の基準
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ　指定地域密着型サービス基準第二十条第一項第二号又は第三号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で二以上確保していること。
ロ　指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前三月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が百分の二十以上であること。
ハ　指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修、認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を一名以上配置していること。
五十一の五　地域密着型通所介護費における個別送迎体制強化加算の基準
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ　指定療養通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第四十条第一項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。以下同じ。）における二名以上の従事者により、個別に送迎を行っていること。
ロ　当該従事者のうち一名は、看護師又は准看護師であること。
五十一の六　地域密着型通所介護費における入浴介助体制強化加算の基準
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ　指定療養通所介護事業所における二名以上の従事者により、個別に入浴介助を行っていること。
ロ　当該従事者のうち一名は、看護師又は准看護師であること。
五十一の七　地域密着型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準
イ　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1)　指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。
(2)　通所介護費等算定方法第五号の二イ及びハに規定する基準のいずれにも該当しないこと。
ロ　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1)　指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四十以上であること。
(2)　イ(2)に該当するものであること。
ハ　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1)　指定地域密着型通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。
(2)　イ(2)に該当するものであること。
ニ　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1)　指定療養通所介護（指定地域密着型サービス基準第三十八条に規定する指定療養通所介護をいう。）を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。
(2)　通所介護費等算定方法第五号の二ロ及びニに規定する基準のいずれにも該当しないこと。
五十一の八　地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算の基準
第四十八号の規定を準用する。
第八十三号中「指定夜間対応型訪問介護」の下に「、指定地域密着型通所介護」を加える。

○厚生労働省告示第百三十七号

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十七年厚生労働省告示第九十三号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号の表中

通所介護
短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護
認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
介護福祉施設サービス
介護保健施設サービス
介護療養施設サービス
介護予防通所介護
介護予防短期入所療養介護
介護予防特定施設入居者生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

を

通所介護
短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護
地域密着型通所介護
認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型介護老人福祉施設
介護福祉施設サービス
介護保健施設サービス
介護療養施設サービス
介護予防通所介護
介護予防短期入所療養介護
介護予防特定施設入居者生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護
介護
活介護
活介護
入所者生活介護

に改める。

○厚生労働省告示第百三十八号

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第六十八条第三項の規定に基づき、介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（平成十二年厚生省告示第三十八号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第五号中「ホまでの注5、ヘ及びト」を「ハまでの注4、二及びホ」に改める。
第十二号の次に次の一号を加える。
十二の二　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費のイ及びロの注5、ハ並びにニの規定による加算に係る費用の額